

港区中小企業融資返済条件変更申請書

(あて先) 港区長

取扱金融機関・支店

支店長名

印

※集中事務センター等で集約した場合は勘定店名を併記してください

港区中小企業融資の返済条件変更を承認していただきたく、下記のとおり申請いたします。

記

1. 融資・事業者情報

あっせん番号	—		金融機関ご担当者名
制度名	一般・小口A・小口B・小口チャレンジ・緊急支援 ・経営改善・経営革新・借換一本化・創業・コロナ特別 その他（ ）		TEL(直接つながる番号)
事業所名			
所在地			条件変更申請回数
代表者名		印	初めて
条件変更希望理由			回目

2. 貸付当初

融資金額	万円
融資年月日	平成・令和 年 月 日
最終年月日	平成・令和 年 月 日

3. 貸付当初変更後の返済方法

条件変更契約年月日	令和 年 月 日	※変更契約証書(延期証書)の日付をご記入ください。
内 入 額	千円	※内入れがある場合のみ。
条件変更時残高	千円	※条件変更後の残高を記入ください。 (内入れがある場合は、内入れ後の残高)

				毎月返済額 (千円単位・最終回調整)
	第1回目	令和 年 月 日	毎月 日	千円
A	毎月返済日			千円
B	第2回目～	令和 年 月 日	毎月 日	千円
C	第 回目～	令和 年 月 日	毎月 日	千円
D	最終回	令和 年 月 日	毎月 日	千円
E	据え置き期間		か月	※今回の条件変更により生じる据え置き期間をご記入ください

※最終回調整のみの返済方法の場合は、A欄、D欄に記入してください。

※最終回は当初融資年月日より数えて、当初貸付期間プラス2年間とし、応答日までを対象とします。

※区への条件変更申請が2回目以降の場合、据置期間は前回申請分も合わせて合計24か月までです。

添付書類 ※利子補給が停止となる条件変更の場合は延期証書(変更契約書)の写しを添付してください。

申請回数	内入れなし		内入れあり	
	変更保証書	延期証書(変更契約書)	変更保証書	延期証書(変更契約書)
初回～4回目	○	○	●	●
5回目	○	●	●	●
6回目以降	5回目までの申請手続を適正に行っている場合は、既に利子補給が停止しているため、提出の必要はありません。			

●…必須提出書類 ○…任意提出書類